

よくある質問Q & A

【共通様式】

Q 代表者の実印はコピーでも可能か。

A コピーは認められませんので、企業団様式で押印を必要とする書類については、原本を提出してください。

Q 東京の本社で登録する予定であり、納税証明書の「市税」に当たる部分で「都民税」と「市民税」があるが、どちらを提出したらよいか。

A 23区内の法人は「都民税」を、市町村にある法人は「都民税」と「市民税」の両方を提出してください。

Q メールアドレスがない場合はどのように対応したらよいですか。

A メールアドレスがない場合は、記入及び送信不要です。

【建設工事】

「経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書」

Q 経審の結果が受付期間中に間に合わない場合はどうしたらよいか。

A 審査基準日が令和3年4月2日以降のものを対象としていますので、現在所有のものを提出してください。受付期間以降に提出されたものについては審査対象外となります。

「様式第1号 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」

Q 「外資状況」について、どのように記入すればよいか。

A 日本国籍会社で、かつ外資の影響がないのであれば記入は不要です。また、外国籍会社、外国資本を受けている場合、分かる範囲で記入してください。

「様式第3号 技術者資格調書」

Q 給水装置工事主任技術者は全員の記入が必要か。

A 格付けを希望する方は1名のみ記入してください（全員の記入は不要です）。

ただし、様式第1号の技術者数の欄には在籍する実数を記入してください。

Q 「各業種1名以上の記入があれば、全員を記入する必要がありません。ただし、格付けに影響がある業種は条件に応じ適宜記入をしてください。」とはどういうことか。

A 参加業種は必ず1名以上の有資格者が必要なため、1名の確認を行います。また、格付は格付要件の人数以内で確認を行うため、例えば、水道施設工事の格付Aは土木施工管理技士4名を確認します。1・2級土木施工管理技士の資格の方が10名在籍している場合、その内4名のみを記載してください。4人未満の場合は、在籍者全員を記入してください。

また、1級土木施工管理技士をお持ちの方は一人の技術者で何業種（土木、舗装、解体など）でも重複しても構いません。

ただし、様式第1号の技術者数の欄には在籍する実数を記入してください。

Q 日本水道協会の配水管技能者は全員の記入が必要か。

A 全員を記入してください。

「技術者経歴書」

Q 現在、退職した者もあり、その場合どのようにすればよいか。

A 不在者に取り消し線を引いていただければ結構です。

「様式第2 工事経歴書」

Q 登録する営業所に実績がない場合は提出不要か。

A 工事名の部分に「実績なし」と記入し、書類を提出してください。

Q 支店での登録を予定しているが、国土交通省様式（他機関にも提出済み）で提出したい。記載内容が全国の本店支店の工事経歴が記載しているがそれでも可となるか。

A 可である。登録予定の支店の経歴が判別できるよう、マーカーで印を付けてください。